## 後期高齢者医療制度 (長寿医療制度) のお知らせ



#### 医療費が高額になったときは、高額医療費が支給されます

1か月(同じ月内)に支払った医療費の自己負担が高額となった場合、下表の区分に応じて、 自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

自己負担限度額(1か月)				
所得区分	外 来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯単位)	食事代 (1食)	
住民税課税世帯				
現役並み所得者	44,400 円	(※1) 80,100円+ (医療費-267,000円)×1%	260 円	
— 般	12,000 円	44,400 円	260 円	
住民税非課税世帯				
区分Ⅱ	8,000円	24,600 円	210円 (※2)160円	
区分 I	8,000 円	15,000 円	100 円	

#### $( \times 1)$

過去12か月間に3回以上該当した場合、 4回目以降は44,400円になります。

#### $( \times 2)$

過去 12 か月の入院日数が 90 日を超え る場合の食事代です。

(申請が必要です)

#### 【高額療養費の申請について】

●老人保健制度の時に、高額療養費の支給を受けた ●初めて高額療養費の支給の対象となる方 ことがある方

振込口座が登録されておりますので、原則として 手続きは不要です。高額療養費は、支給対象となっ た診療月の約3か月後に口座に振り込まれます。

支給対象となった診療月の約2か月 後に、申請のご案内と申請書をお送りい たします。申請書に必要事項を記入のう え、役場の窓口へ提出してください。



#### 限度額適用・標準負担額減額認定証について

住民税非課税世帯に該当する方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を病院等の窓口 に提示することで、入院の際に支払う医療費が自己負担限度額までとなり、それを超える額 については支払う必要がなく、また、食事代も減額されます。この「減額認定証」は役場の 窓口で交付しますので、入院する予定がある場合は、事前に申請をお願いします。



#### 特別徴収(年金からの天引き)から口座振替に変更できます

保険料を特別徴収(年金からの天引き)により納めていただく方のうち、次のいずれかに 当てはまる方は、本人からの申し出により口座振替で納めることができます。

なお、特別徴収から口座振替への変更は、申し出をした月の翌々月以降となります。

過去2年間の国民健康保険税を、世帯 主として滞納なく確実に納めていた方

(1) 1

> 本人の口座振替により納めることが できます

世帯主または配偶者がいる方で、 年金収入が 180 万円未満の方

**(2)** 

1

世帯主または配偶者の口座振替により 納めることができます



#### 納めていただいた保険料は、所得税及び個人住民税の社会保険料控除の対象となります

●保険料が特別徴収 (年金からの天引き) されている場合、その天引きされている方 の社会保険料控除の対象となります。

●口座振替により納めている場合は、その 口座振替によって支払った方の社会保険料 控除の対象となります。例えば、同じ世帯 の父の保険料を、子(世帯主)の口座振替 により支払った場合は、子(世帯主)の社 会保険料控除の対象となります。



北海道後期高齢者医療広域連合 問合せ

 $(2 \circ 011 - 290 - 5601)$ 

役場住民課国保・後期高齢者医療係 (☎ 23 - 2467)





# 1日合同相談所を

### 開設します!!

町内の専門相談員による各種合同相 談会を開催します。

日ごろから気になっていることや、 行政に対する意見などがありました ら、ぜひこの機会にご相談ください。

■日 時 10月23日(木)

13 時~ 16 時

■場 所 ゆとろ(西町)

■相談料 無料

※予約は不要です、直接会場にお越しください。相談者の方の秘密は厳守されます。

**■詳 細** 広報広聴係(☎23 - 3069)

内 容	相談者
<b>行政相談</b>	行政相談委員
行政・国の行う業務に対す	秋 場 信 ー <sup>さ</sup> ん
る要望、意見 <sup>な</sup> ど	古 谷 陽 ー <sup>さ</sup> ん
<b>相続・不動産登記</b>	司法書士
司法書士業務 <sup>な</sup> ど	橋 本 俊 一 <sup>さ</sup> ん
<b>心配ごと相談</b>	専門委員
生活、悩み相談 <sup>な</sup> ど	二ノ宮 隆 精 <sup>さ</sup> ん
<b>人権相談</b>	人権擁護委員
家庭、近所のもめごと <sup>な</sup> ど	見 上 良太郎 <sup>さ</sup> ん
<b>消費相談</b>	相談員
契約トラブル <sup>な</sup> ど	椛 澤 チヅ子 <sup>さ</sup> ん



# 環境

対策係からのお知らせ

#### ○灯油タンクや配管の確認を!

冬支度に入るこの時期に、あらかじめ 灯油タンクや配管に破損や損傷がないか チェックしてください。

毎年、雪溶けの頃に灯油漏れの事故が発生しています。油漏れ事故の処理費用は事故を起こした本人の自己負担です。発見が遅くなると多額の費用がかかりますので、事故を起こさないよう、今一度確認してください。また、灯油の減り方に注意し、異常に気付いたらすぐに業者に点検を依頼してください。

### ○粗大ごみの申し込みは 「受付センター」へ

粗大ごみを出すときは、粗大ごみ受付センター (**2**2-2053) に申し込みが必要です。粗大ごみの出し方については、家庭ごみ収集カレンダーの後ろから3ページめをご確認ください。

#### ○犬の散歩時も適切に管理して ください。

「散歩中に犬に囲まれた」「犬をつながず散歩させている」「公園でドッグランをさせている」という連絡を受け



ています。犬を屋外で飼う場合は、鎖などでつなぐか、おりに入れたりして、敷地外に出ないようにしてください。また、公園内や散歩のときも鎖やリードなどでつなぎ、人や動物に害を与えないようにしなければなりません。

犬が嫌いな方は少しでも近寄られると 恐怖を感じ、動けなくなることもありま す。飼い主の方はマナーとして犬嫌いの 方のことも考えましょう。

猫についても、周りに迷惑を掛けることがないように、敷地内から出さないで飼うのが飼い主のマナーです。

**■詳細** 環境対策係(☎23 - 2503)